## 伊方発電所1号機廃止措置の第2段階への移行について

## 1. 全体概要

- 〇伊方発電所1号機の廃止措置については、各設備の解体作業等を確実かつ安全に進めるため、以下のとおり、全体を4段階に区分し、約40年かけて実施する。
  - (図-1参照) ・第1段階:解体工事準備期間(約10年)
    - 燃料の搬出、放射性物質の付着状況の調査、管理区域外設備の解体撤去開始
  - ・第2段階:原子炉領域周辺設備解体撤去期間(約15年) 原子炉領域を除く管理区域内設備の解体撤去開始
  - 第3段階:原子炉領域設備等解体撤去期間(約8年) 原子炉領域設備の解体撤去
  - 第4段階:建家等解体撤去期間(約7年) 建家等の解体撤去
- 〇第1段階の作業は計画どおり進捗しており、国の認可、事前協議のご了解を得た うえで、2027年度から第2段階に移行したい。 今回変更認可申請を行う廃止措置計画は、既認可の廃止措置計画のうち、第2段階 の計画を詳細化したものである。

## 2. 廃止措置第2段階の実施概要

- ○管理区域内の原子炉領域周辺設備(放射能レベルが比較的低いポンプやタンク等)の解体撤去に着手する。
- ○管理区域内設備の解体撤去は、解体撤去作業等で汚染を拡大させないよう、 放射能レベルの低いものから行う。
- ○放射性物質の付着した設備の解体撤去作業となるため、作業員の被ばく低減 対策を確実に行うとともに、解体時に粉じん発生を低減させるための適切な 工法の選定や、汚染作業区域への密閉型の囲いおよび局所排風機の設置等、 放射性物質の飛散防止対策を確実に護じる。
- ○管理区域内設備の解体撤去物のうち、クリアランス制度※に基づき処理できる可能性のあるものは、クリアランス処理可否を判断するまでは、管理区域内に設置するエリアに保管し適切に管理する。一方、クリアランス処理できないと判断した放射性固体廃棄物は、固体廃棄物貯蔵庫に保管し適切に管理する。
- ※:放射能濃度が極めて低く、人の健康への影響がほとんどないものについて、国の認可・確認を得て、一般の廃棄物として再利用または処分できる制度。

<図-1>廃止措置の全体工程

